

別表第1 ( 5 - 3 - 10 ( 技術基準への適合性を証する書面 ) 関係 )

同等外国基準等

細目告示別添の技術基準	技術基準への適合性を証する書面を省略できる場合	技術基準と同等とされている外国基準
別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」	装着要領書に基づき設定速度を表示するディスプレイが適正に作動し、又は、装着要領書に基づき速度抑制装置を装着したことを示すラベルが適正に貼付され、かつ、規程4-10-2(2)に規定する標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に表示されている場合	_____
別添6「衝撃吸収式かじ取り装置の技術基準」	製作年月日が昭和48年9月30日以前である場合 COCペーパー(M1又はN1のものに限る。)が提出された場合 Eマークが表示されている場合 FMVSSラベル又はCMVSSラベル(PASS又はGVWRが4536kg(10000lbs)以下のMPV・TRUCK・BUSのものに限る。)が貼付されている場合 構造図等により衝撃吸収式であることが確認できる場合	ECE規則 No,12 FMVSS No,203 CMVSS No,203
別添9「イモビライザの技術基準」	製作年月日が平成18年6月30日以前である場合 Eマーク又はeマークが表示されている場合 視認等によりイモビライザが備えられていないと認められる場合	ECE規則 No,97 EC指令 74/61 又は 95/56
別添10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」	製作年月日が平成11年6月30日(車両総重量が3.5tを超える自動車にあっては、平成12年6月30日)以前である場合 COCペーパー(M2、M3、N1、N2又はN3のものに限る。)が提出された場合	ECE規則 No,13 EC指令 71/320、 91/422、98/12 又は 2002/78
(1) 同技術基準に規定された試験のうち、駐車制動装置動的性能試験	$\frac{W/w}{(W+W)} \times 900 + 0.833 \times 27.63$ である場合 ただし、 W : 車両総重量 (kg) w : 検査時車両重量 (kg) W : 回転部分相当重量 (kg) 普通トラック W = 0.07W 乗用・バス・小型トラック W = 0.05W F : 検査時車両状態にブレーキテストを用いて測定した駐車制動装置制動力の総和 (kg)	_____
(2) 同技術基準に規定された試験のうち、常温時高速制動試験(非積車状態)	$\frac{(W-w)}{w} \times 100$ 15.0 である場合 ただし、 W : 車両総重量 (kg) w : 検査時車両重量 (kg)	_____
(3) 同技術基準(車両総重量3.5トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。)に規定された試験のうち次のからに規定された試験 常温時制動試験(非積車状態) 常温時制動試験(積車状態) 常温時高速制動試験(非積車状態) 常温時高速制動試験(積車状態)	FMVSSラベル又はCMVSSラベル(PASS又はGVWRが3500kg(7716lbs)以下のMPV・TRUCK・BUSのものに限る。)が貼付されている場合	FMVSS No,135 (駐車制動装置動的性能試験を除く。) CMVSS No,135 (駐車制動装置動的性能試験を除く。)

<p>フェード試験 車輪ロック確認試験 原動機停止時制動試験 制動液漏れ故障時制動試験及び制動液漏れ警報装置の作動試験、エネルギー故障時制動試験及びエネルギー故障警報装置の作動試験 可変式制動力配分装置故障時制動試験 ABS 故障警報装置の作動確認試験 駐車制動装置静的性能試験</p>		<p>_____</p>
<p>(4) 同技術基準（車両総重量 3.5 トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち（3）中（最高速度が 120km/h 以下又は 135km/h 以上の車両に限る。）に規定された試験</p>	<p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が 3500kg(7716lbs)を超え 4536kg(10000lbs)以下の油圧ブレーキを装着した MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>_____</p>
<p>(5) 同技術基準（車両総重量 3.5 トンを超えて 4.536 トン以下の自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち（3）中に規定された試験</p>	<p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が 3500kg(7716lbs)を超え 4536kg(10000lbs)以下の油圧ブレーキを装着した MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>_____</p>
<p>(6) 同技術基準（車両総重量 4.536 トンを超える自動車であって、空気圧ブレーキ装置又は空気圧・液圧ブレーキ装置以外のブレーキ装置を備えたものに限る。）に規定された試験のうち（3）中に規定された試験</p>	<p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（GVWR が 4536kg(10000lbs)を超える油圧ブレーキを装着した MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>_____</p>
<p>別添 11「アンチロックブレーキシステムの技術基準」</p>	<p>製作年月日が平成 3 年 9 月 30 日(専ら乗用で車両総重量が 12t を超える自動車（一般路線バスを除く。）にあっては平成 4 年 3 月 31 日、けん引自動車のうち車両総重量 7t を超えて 13t 以下の自動車にあっては平成 7 年 8 月 31 日)以前である場合 COCペーパー（M3、N2N3又はO4のものに限る。）が提出された場合</p>	<p>ECE 規則 No,13 EC 指令 71/320、85/647、88/194、91/422、98/12 又は 2002/78/</p>
<p>別添 12「乗用車の制動装置の技術基準」</p>	<p>製作年月日が平成 11 年 3 月 31 日(キャブオーバー型、車枠を有する全輪駆動自動車にあっては平成 14 年 9 月 30 日)以前である場合 COCペーパー（M1のものに限る。）が提出された場合</p>	<p>ECE 規則 No,13H</p>
<p>(1) 同技術基準のうち、駐車制動装置動的な性能試験を除く試験</p>	<p>FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS 又は GVWR が 3500kg(7716lbs)以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合</p>	<p>FMVSS No,135（駐車制動装置動的な性能試験を除く。） CMVSS No,135（駐車制動装置動的な性能試験を除く。）</p>

(2) 同技術基準のうち、駐車制動装置動的 性能試験	$\frac{W/w}{(W+W)} \times 900$ $+ 0.833 \times 27.63$ である場合 $254 \times F$ である場合 ただし、 W : 車両総重量 (kg) w : 検査時車両重量 (kg) W : 回転部分相当重量 (kg) 普通トラック W = 0.07W 乗用・バス・小型トラック W = 0.05W F : 検査時車両状態にブレーキテストを用いて測 定した駐車制動装置制動力の総和 (kg)	
別添 13 「二輪車の制動装置の技術基準」	製作年月日が平成 11 年 6 月 30 以前である場合 C O C ペーパーが提出された場合 WTA ラベルが貼付されている場合 E マーク又は e マークが表示されている場合 別表第 2 「二輪車の制動装置の技術基準に適合して いる自動車一覧表」に掲載されている場合	ECE 規則 No,78 EC 指令 93/14
同技術基準のうち駐車性能試験	FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	FMVSS No,122 CMVSS No,122
別添 14 「制動液漏れ警報装置の技術基準」	製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 以前である場合 別添 10 「トラック及びバスの制動装置の技術基準」 又は別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」が適用 される場合 構造図等により警報装置が装備されていることが確 認できる場合	
警報の方式が音による場合の規定を除 く	FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	FMVSS No,105( 警報 の方式が音による場 合の規定を除く。) CMVSS No,105( 警報 の方式が音による場 合の規定を除く。)
別添 15 「トレーラの制動装置の技術基準」	製作年月日が平成 11 年 6 月 30 日( 車両総重量が 3.5t を超えるものにあつては平成 12 年 6 月 30 日 ) 以前 である場合 C O C ペーパー ( O 1、O 2、O 3 又は O 4 のものに 限る。) が提出された場合	ECE 規則 No,13 EC 指令 71/320、 91/422、98/12 又は 2002/78
別添 16 「乗用車用プラスチック製燃料タン クの技術基準」	製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 E マークが表示されている場合 別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」 の試験に適合しており、かつ、自動車製作者が装着 したものであることが確認できる場合 C O C ペーパー ( M 1 又は N 1 のものに限る。) が提 出された場合	ECE 規則 No,34
別添 17 「衝突時等における燃料漏れ防止の 技術基準」	製作年月日が昭和 63 年 3 月 31 日以前である場合 FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル ( PASS 又は GVWR が 4536kg(10000lbs)以下の MPV・TRUCK・BUS のものに 限る。) が貼付されている場合 規程 4 - 2 2 - 1 - 2 ( 5 ) の規定による場合 規程 4 - 2 2 - 1 - 2 ( 5 ) の規定による場合であ つて、C O C ペーパー ( M 1 又は N 1 のものに限 る。) が提出された場合	ECE 規則 34 ( 前面 衝突の方法に係る部 分に限る。) FMVSS No,301 CMVSS No,301

別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」	製作年月日が平成 11 年 3 月 31 日（乗車定員 10 人以下のキャブオーバー型自動車及び車枠を有する全輪駆動自動車（車両総重量 2.8t 以下で貨物の運送の用に供する自動車含む。）にあつては平成 11 年 6 月 30 日）以前である場合 FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合 規程 4 - 27 - 1（3）の規定による場合 規程 4 - 27 - 1（3）の規定による場合であつて、COC ペーパー（M1 又は N1 のものに限る。）が提出された場合	FMVSS No,208 CMVSS No,208
別添 24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」	製作年月日が平成 15 年 9 月 30 日以前である場合 COC ペーパー（M1 又は N1 のものに限る。）が提出された場合 規程 4 - 27 - 1（9）の規定による場合 規程 4 - 27 - 1（9）の規定による場合であつて、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	ECE 規則 No,95
別添 25「突入防止装置の技術基準」	製作年月日が平成 4 年 5 月 31 日（車両総重量 7t を超えて 8t 以下の自動車にあつては平成 9 年 9 月 30 日）以前である場合 COC ペーパー（N2、N3、O3 又は O4 のものに限る。）が提出された場合 E マーク又は e マークが表示されている場合 「突入防止装置の識別要領通達」に基づく刻印が表示されている場合	ECE 規則 No,58 EC 指令 70/221、 81/333、97/19 又は 2000/8
別添 27「内装材料の難燃性の技術基準」	製作年月日が平成 7 年 3 月 31 日以前である場合 COC ペーパーが提出された場合 FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	EC 指令 95/28 又は COM(92)201 final-SYN417 FMVSS No,302 CMVSS No,302
別添 28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」	製作年月日が昭和 50 年 3 月 31 日以前である場合 COC ペーパー（M1 のものに限る。）が提出された場合 FMVSS ラベル又は CMVSS ラベル（PASS 又は GVWR が 4536kg(10000lbs)以下の MPV・TRUCK・BUS のものに限る。）が貼付されている場合 表面は硬い部材でないものであつて、かつ、金属等の露出がないことが確認できる場合	ECE 規則 No,21 FMVSS No,201 CMVSS No,201
別添 30「座席及び座席取付装置の技術基準」	製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 COC ペーパー（M1 又は N のものに限る。）が提出された場合 E マークが表示されている場合 FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルが貼付されている場合	ECE 規則 17 ECE 規則 21（シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。） FMVSS 207 FMVSS 201（シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。） CMVSS 207 CMVSS 201（シートバック後面の衝撃吸収性能に係る部分に限る。）

別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」	COCペーパー（M又はNのものに限る。）が提出された場合 Eマークが表示されている場合 FMVSSラベル又はCMVSSラベルが貼付されている場合	ECE規則 No,14 FMVSS No,210 CMVSS No,210
別添 32「座席ベルトの技術基準」	COCペーパーが提出された場合 Eマークが表示されている場合 FMVSSラベル又はCMVSSラベルが貼付されている場合	ECE規則 No,16 FMVSS No,209 CMVSS No,209
別添 34「頭部後傾抑止装置の技術基準」	COCペーパーが提出された場合 Eマークが表示されている場合 頭部後傾抑止装置の前面の大きさが幅 170mm×高さ 100mm 以上のものであって、かつ、当該装置の構造部材が頭部に直接接触しないよう緩衝材で覆われていることが確認できる場合	ECE規則 No,25
別添 35「年少者用補助乗車装置の技術基準」	製作年月日が平成 7 年 3 月 31 日以前である場合 COCペーパーが提出された場合 Eマークが表示されている場合 FMVSSラベル又はCMVSSラベルが貼付されている場合	ECE規則 No,44 FMVSS No,213 CMVSS No,213
別添 36「とびらの開放防止の技術基準」	製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 COCペーパー（M1、M2又はN1のものに限る。）が提出された場合 Eマークが表示されている場合 FMVSSラベル又はCMVSSラベル（PASS、MPV又はTRUCKのものに限る。）が貼付されている場合	ECE規則 No,11 FMVSS No,206 CMVSS No,206
別添 37「窓ガラスの技術基準」	COCペーパーが提出された場合 Eマークが表示されている場合 FMVSSラベル又はCMVSSラベルが貼付されている場合 安全ガラスであることがマークにより確認できる場合	ECE規則 No,43 FMVSS No,205 CMVSS No,205
別添 78「盗難発生警報装置の技術基準」	製作年月日が平成 18 年 6 月 30 日以前である場合 COCペーパー（M1又はN1のものに限る。）が提出された場合 Eマーク又はeマークが表示されている場合 視認等により盗難発生警報装置が備えられていないと認められる場合	ECE規則 No,97 EC指令 74/61 又は 95/56
別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」	製作年月日が昭和 50 年 11 月 30 日以前である場合 COCペーパー（M1のものに限る。）が提出された場合 eマークが表示されている場合 FMVSSラベル又はCMVSSラベルが貼付されている場合 脱落式であることが確認できる場合	EC指令 No,71/127、 79/79585/205、86/562 又は 88/321 FMVSS No,111 CMVSS No,111
別添 87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」	製作年月日が昭和 50 年 3 月 30 日以前である場合 COCペーパー（M1のものに限る。）が提出された場合 Eマークが表示されている場合 FMVSSラベル又はCMVSSラベル（PASS又はGVWRが4536kg(10000lbs)以下のMPV・TRUCK・BUSのものに限る。）が貼付されている場合 表面が衝撃を吸収する部材で覆われているものであって、内部構造物に硬い接触感がないことを確認する。	ECE規則 No,21 FMVSS No,201 CMVSS No,201
別添 93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」	製作年月日が昭和 50 年 3 月 30 日以前である場合	

別添 99「歩行者頭部保護の技術基準」	製作年月日が平成 22 年 8 月 31 日（規程 4 - 2 7 - 4 (6) の自動車にあっては平成 24 年 8 月 31 日）以前である場合 規程 4 - 2 7 - 1 (14) の規定による場合 規程 4 - 2 7 - 1 (14) の規定による場合であって、COCペーパー（M1 又は N1 のものに限る。）が提出された場合	_____
備考 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 . ECE 規則とは、国連欧州経済委員会統一規則をいう。</li> <li>2 . E マークとは、国連欧州経済委員会統一規則に基づく認可マークをいう。</li> <li>3 . EC 指令とは、欧州経済共同体（E E C）指令又は欧州連合指令をいう。</li> <li>4 . e マークとは、欧州経済共同体（E E C）指令又は欧州連合指令に基づく型式認可マークをいう。</li> <li>5 . FMVSS（Federal Motor Vehicle Safety Standard）とは、米国連邦自動車安全基準をいう。</li> <li>6 . CMVSS（Canadian Motor Vehicle Safety Standard）とは、カナダ自動車安全基準をいう。</li> <li>7 . G V W R とは、車両総重量の許容限度（GROSS VEHICLE WEIGHT RATING）をいう。</li> <li>8 . C O C ペーパーとは、EC 指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書であって、次のものをいう。 少数生産車で生産台数が年間 5 0 0 台未満の自動車に発行される C O C ペーパーでないもの 原本（原本提示があった場合は写し）であるもの</li> <li>9 . W V T A ラベルとは、EU（欧州連合）総合車両型式認証制度（WHOLE VEHICLE TYPE APPROVAL）に基づくラベルをいう。</li> <li>1 0 . P A S S とは、乗用自動車（PASSENGER VEHICLE）をいう。</li> <li>1 1 . M P V とは、多目的乗用自動車（MULTI PURPOSE PASSENGER VEHICLE）をいう。</li> <li>1 2 . T R U C K とは、貨物自動車をいう。</li> <li>1 3 . B U S とは、定員 1 1 人以上の乗合自動車をいう。</li> <li>1 4 . M とは、乗用自動車をいう。</li> <li>1 5 . M 1 とは、乗車定員 9 人以下の乗用自動車をいう。</li> <li>1 6 . M 2 とは、乗車定員 1 0 人以上で車両総重量限度が 5.0t 以下の乗用自動車をいう。</li> <li>1 7 . M 3 とは、乗車定員 1 0 人以上で車両総重量限度が 5.0t を超える乗用自動車をいう。</li> <li>1 8 . N とは、貨物自動車をいう。</li> <li>1 9 . N 1 とは、車両総重量限度が 3.5t 以下の貨物自動車をいう。</li> <li>2 0 . N 2 とは、車両総重量限度が 3.5t 超～12.0t 以下の貨物自動車をいう。</li> <li>2 1 . N 3 とは、車両総重量限度が 12.0t を超える貨物自動車をいう。</li> <li>2 2 . O とは、トレーラ（セミトレーラを含む。）をいう。</li> <li>2 3 . O 1 とは、車両総重量限度が 0.75t 以下のトレーラをいう。</li> <li>2 4 . O 2 とは、車両総重量限度が 0.75t 超～3.5t 以下のトレーラをいう。</li> <li>2 5 . O 3 とは、車両総重量限度が 3.5t 超～10.0t 以下のトレーラをいう。</li> <li>2 6 . O 4 とは、車両総重量限度が 10.0t を超えるトレーラをいう。</li> </ul>		